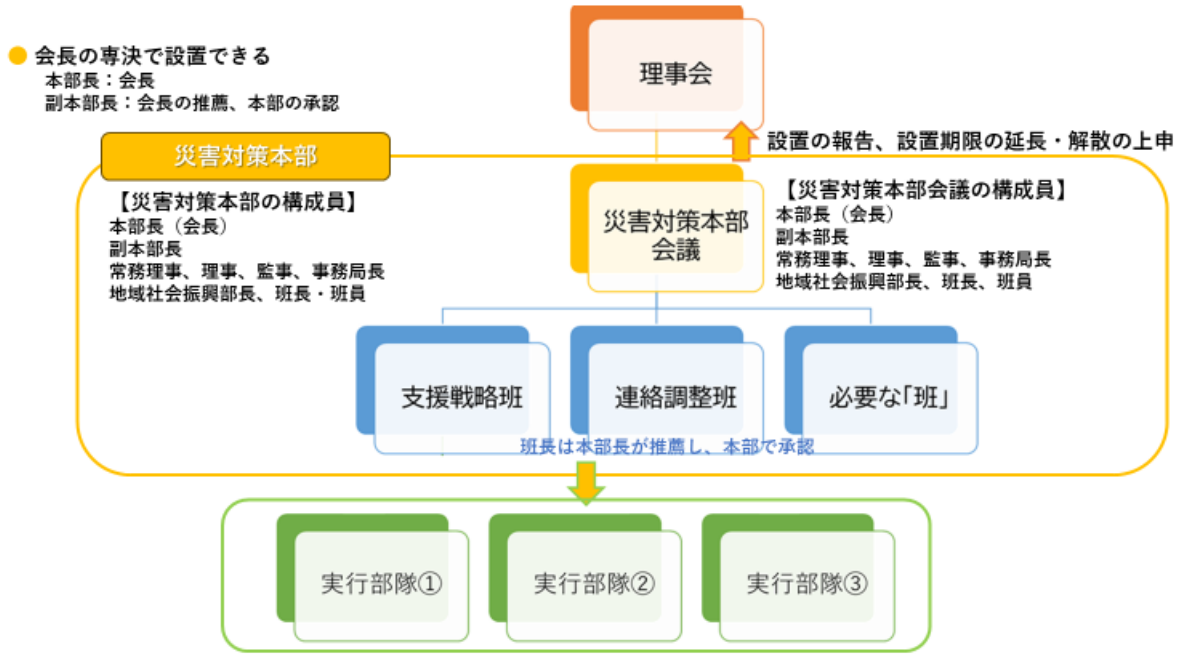
一般社団法人 日本作業療法士協会　災害対策本部規程

平成 18 年 5 月 20 日
平成 23 年 5 月 21 日
平成 26 年 2 月 15 日
2024 年 8 月 17 日
2026 年 4 月 18 日

（目　的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」という。）が設置する災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（災害の定義）
第２条　この規程にいう災害とは、一般社団法人日本作業療法士協会「災害支援活動基本理念」に示されている「災害」とする。
（災害対策本部の設置及び解散）
第３条　災害の発生にあたり、会長は、定款施行規則第 26 条に基づく会長専決により、この規程の適用を決め、設置の期間を提示した上で災害対策本部を設置することができる。
２．会長は、災害対策本部の設置について、直近の理事会に報告しなければならない。
３．災害対策本部長は、必要に応じて設置期限を提示した上で理事会に諮り、災害対策本部の設置期限を延長することができる。
４．災害対策本部長は、災害対策本部の災害支援活動の終了を確認した時、理事会に審議上程し、理事会の審議を経て、災害対策本部を解散する。
５．災害対策本部解散後は、本会事務局が残務及び記録を保管する。
（災害対策本部の機能と権能）
第４条　災害対策本部は、対象とする災害発生後に、当該災害に限局して行う本会の支援活動についての必要事項を審議・決定するための臨時の機関とする。
２．災害対策本部の権能は、本会理事会に準ずるものとする。
（災害対策本部の構成員）
第５条　災害対策本部長は、会長をもって充てる。
２．災害対策副本部長は、本部長が推薦し、災害対策本部会議で承認を得る。
３．本部長に事故あるときは副本部長がその職務を代理する。本部長は副本部長を複数推薦する場合、あらかじめ本部長に事故あるときの代理順位を合わせて承認を得るものとする。
４．災害対策本部員は、常務理事、理事、監事、事務局長（理事に含まれない場合）、地域社会振興部長（理事に含まれない場合）、災害対策本部内に設置する支援戦略班、連絡調整班、その他の班の班長および班員で構成する。
(災害対策本部会議)
第６条　災害対策に関する重要事項について審議・決定するため、災害対策本部長は災害対策本部会議を招集し、開催する。

２．災害対策本部会議の運営は、理事会運営規程に準ずることとする。
３．構成員は常務理事、理事、監事、事務局長（理事に含まれない場合)、地域社会振興部長（理事に含まれない場合)、災害対策本部内に設置する支援戦略班、連絡調整班、その他の班の班長で構成する。なお、本部長が必要と認めたときは、オブザーバーの参加を認め、意見を聴くことができる。
４．災害対策本部会議が審議・決定する重要事項には、次の各号を含むものとする。
（1）災害時の情報支援に係る本会の方針と活動内容
（2）災害時の人的支援に係る本会の方針と活動内容
（3）災害時の物的支援に係る本会の方針と活動内容
（4）災害時の経済的支援に係る本会の方針と活動内容
（5）その他災害時に必要な支援に係る本会の方針と活動内容
（災害対策本部内の組織）
第７条　災害対策本部長は災害対策本部内の下に、支援戦略班と連絡調整班、その他に必要な班等の組織を置くことができる。
２．支援戦略班は、一般社団法人日本作業療法士協会「災害支援活動基本理念」と「災害支援活動基本方針」に基づいて当該災害に対しての災害支援活動を企画立案し、災害対策本部にその企画案を上程、その後、実施された企画案の工程を管理し、定期的に報告・新規支援企画を提案することを任とし、その他は「支援戦略班規定」に拠るものとする。
３．連絡調整班は、一般社団法人日本作業療法士協会「災害支援活動基本理念」と「災害支援活動基本方針」に基づいて連絡・連携に関連する業務を任とし、その他は「連絡調整班規定」に拠るものとする。
４．その他の必要な班等の組織については、設置の際に災害対策本部長がその任務等の規程を災害対策本部会議に提案し、その審議を経るものとする。
５．班は災害対策本部長が任を終了したと認めたとき、災害対策本部の審議を経て任を解くことができる。
（災害対策本部の実行部隊）
第８条　災害対策本部は、災害の支援について実行部隊を組織することができる。
２．実行部隊の隊員は、支援内容を所管する班の班長又は班員が会員から推薦し、災害対策本部長が災害対策本部会議に提案、了承を得る。
（規程の変更）
第９条　この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附　　則
1. この規程は、平成 18 年 5 月 20 日から施行する。
2. この規程は、平成 23 年 5 月 21 日から一部改正により施行する。
3. この規程は、平成 26 年 2 月 15 日から一部改正により施行する。
4. この規程は、2024（令和 6）年 8 月 17 日から一部改正により施行する。
5. この規程は、2026（令和 8）年 4 月 18 日から一部改正により施行する。



図：災害対策本部のイメージ